

第 1 回検討委員会における主なご意見と第 4 期支援計画における整理

総合支援体制の整備、区市町村窓口の支援について

《委員からのご意見》

- 被害直後と中期では、それぞれの段階で支援の内容が異なる。時間軸に沿った整理を行い、区市町村をはじめ、各関係機関の役割を明確になるといいのではないかと。
- 都内に犯罪被害者等支援の専門的な相談窓口を設置している自治体は 4 か所のみであり、今後、区市町村窓口が中長期的な生活支援をしっかりと担っていくため、都に、区市町村との調整を行うコーディネーターを配置することを検討してほしい。
- 市民に一番身近な窓口である区市町村がしっかりと対応できるように支援していくことが必要であり、そのために、都がコーディネート機能を有し、区市町村との連携やバックアップを行う体制の構築を進めていくとよいのではないかと。
- それぞれの行政の窓口において、犯罪被害者等支援の視点を持って適切な支援につなげていくため、庁内や区市町村の職員を対象に、トラウマインフォームドケア（トラウマの影響を理解し対応すること）の視点を持つための基礎的な研修が実施できないだろうか。

第 4 期支援計画における整理

- 第 4 期支援計画より、「総合的な支援体制に向けた整備」を新たな施策として位置付け、今後、コーディネーター機能を含む体制整備に向けて検討してまいります。
⇒ [施策の柱 1] 1 総合的な支援体制の整備 (P19)
- 第 4 期支援計画においても、「区市町村における支援体制の充実に向けた取組」の施策の中で、これらの取組の継続的な実施に加え、窓口対応マニュアルの整備、研修内容の充実、専門的窓口の設置促進などを図ってまいります。
⇒ [施策の柱 1] 2 区市町村における支援体制の充実に向けた取組 (P21)

緊急支援体制について

《委員からのご意見》

○多数死傷者発生事案が発生した際に備え、早い段階から中長期の支援も含め、どのように各関係機関が連携して支援していくかという支援体制の検討を進めてほしい。

第4期支援計画における整理

・第4期支援計画より、「緊急支援体制の整備」を新たな施策として位置付け、具体的な支援方法等を含む体制の整備を行ってまいります。

⇒ [施策の柱1] 3 緊急支援体制の整備 (P23)

精神的支援について

《委員からのご意見》

○性暴力被害者の方はPTSDを発症することが多いため、産婦人科との連携に加え、精神科医療機関との連携強化が重要になる。

○被害者支援としての協力医療機関のリスト化を行うことなどにより、被害者も支援団体も、精神的治療ができる精神科医療機関につながりやすい形ができるといいのではないか。

第4期支援計画における整理

・「精神的支援の充実」の施策の中で、精神科医療機関への啓発を図り、地域における専門的な精神的治療が可能な協力医療機関の確保につなげてまいります。

⇒ [施策の柱2] 2 性犯罪等被害者支援の取組の充実・強化 (P26)

⇒ [施策の柱3] 2 精神的支援の充実 (P35)

《委員からのご意見》

- 犯罪被害にあった児童・生徒への対応等については、学校がどのような支援を必要としているかを適切に把握し、関係機関との連携方法を検討していくことが望ましい。
- 学校等における精神的支援の対応は難しい面があるが、児童の性被害が増えている現状も踏まえ、うまく連携できることが望ましい。
- スクールカウンセラーへの研修などを通じて、教育現場との連携を進めていくとよいのではないか。

第4期支援計画における整理

- 現在も、東京都総合相談窓口において、犯罪被害にあった児童・生徒の状況等を踏まえ、必要に応じて在籍している学校と連携しながら精神的ケア等を行っています。第4期支援計画においては、今後も必要な連携を図っていくため、「精神的支援の充実」の施策の中で、東京公認心理師協会と連携したスクールカウンセラーを含む公認心理師等向け研修の実施などを通じて、犯罪被害者等への支援制度の周知を図り、犯罪被害にあった児童・生徒への適切な対応につなげてまいります。
 - ⇒ [施策の柱2] 2 精神的支援の充実 (P35)
- スクールカウンセラー向け研修や学校の教員向け研修の実施に当たっては、スクールカウンセラーや学校の教員が研修に参加しやすい実施方法を検討してまいります。
 - ⇒ [施策の柱2] 2 精神的支援の充実 (P35)
 - ⇒ [施策の柱5] 1 犯罪被害者等支援に係る人材の育成・専門性向上 (P45)

経済的負担の軽減について

《委員からのご意見》

○犯罪被害者等の資力に関わらず、公判手続等において弁護士による法的支援を受けられる制度があるといいのではないか。

第4期支援計画における整理

- 第4期支援計画において、「経済的負担の軽減」の施策の中で、弁護士会との連携により実施している無料法律相談、東京都総合相談窓口などを通じて、犯罪被害者等の法的支援に関するニーズを把握しながら、適切な支援制度について検討してまいります。

⇒ [施策の柱3] 1 経済的負担の軽減 (P33)

犯罪被害等に関する予防的取組について

《委員からのご意見》

○性被害にあった際の相談窓口等について、早い段階から若年層に対する情報発信をしてはどうだろうか。

○性被害に関して、事後対策だけでなく、大学よりもう少し手前の予防の段階から取り組むことができるといいのではないか。

○子供が性被害にあった際に相談しやすい環境づくりとして、もし自分が被害にあったら何をすべきか、被害にあって相談窓口で相談したらどうなるかといったことについて示すことが必要ではないか。

第4期支援計画における整理

- 第4期支援計画においては、様々な機会や媒体を通じて、犯罪被害者等支援への支援の取組、犯罪被害者等と性犯罪等被害者に関する相談窓口の周知を進めてまいります。
- 「安全教育プログラム」などを活用し、日常生活における犯罪や危険について理解のうえ、安全に行動し、犯罪被害から自分自身を守るための教育を進めてまいります。

⇒ [施策の柱4] 1 都民の理解の増進 (P42)

犯罪被害者等の置かれている状況に関する若年層への啓発について

《委員からのご意見》

○犯罪被害者等のことをよく知ることで二次的被害の防止にもつながる。また、その理解促進に当たっては、動画やSNSの利用など、若年層にもわかりやすい形で啓発していくとよいのではないか。

第4期支援計画における整理

- ・第4期支援計画においては、「都民の理解の増進」の施策の中で、より都民の理解に資するリーフレットや動画を作成し、紙媒体に加えてインターネット・SNS等のさまざまな媒体で発信することで、若年層を含む広く都民に向けた啓発を行ってまいります。

⇒ [施策の柱4] 1 都民の理解の増進 (P42)

支援計画の進行管理について

《委員からのご意見》

○支援計画の進行管理においては、評価項目に応じて定量的か定性的かあらかじめ適切な評価方法を検討しておくのが望ましい。

第4期支援計画における整理

- ・第3回検討委員会までの間に、進行管理の方法について、検討してまいります。